

令和7年10月。新しいサービスがスタートします。

令和6年度の障害者総合支援法の改定に伴い、令和7年10月より就労系障害福祉サービス「就労選択支援」というサービスが新設されます。

「就労選択支援」は、「本人主体」の進路選択を支援するサービスです。働く力と意欲のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポート(考える機会の提供を含む)するとともに、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供するためのサービスです(厚生労働省:就労選択支援に係る報酬・基準について《論点等》)。本人に代わって家族等が進路を決めるのではなく“本人自身で決めることを支えるためのサービス”といえます。

特別支援学校(高等部)では、これまでは普段の学習に加えて作業学習や現場実習時の評価(本人の状況)を把握し、本人、保護者、学校で話し合い、実習を経て進路を決めていました。来年度からは、これらに本人の適性や現状を調べるためのアセスメント実習が追加され、その結果について話し合う場が設定されることになります。ということで、今後は“本人、保護者、学校”に“福祉関係者”を加え、本人の進路決定をサポートしていくことになります。

次年度は、高等部3年生の就労継続支援B型事業所を希望する生徒を対象に実施予定とのことから、現高等部2年生から対象となります。しかし、まだ具体的にどうするのかは決定していません。新年度になってからバタバタと“いつ、どのように”実施していくのか確定していくと思われれます。詳細が分かりましたら随時お知らせしていきます。

とりあえず… “来年度から新しいサービスが始まる！”ということだけ、覚えておいてください♪



(障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 第42回(R5.11.15)参考資料⑤より)

子どもが自分で決める力(自己決定力)を育てよう！

今後、子ども達が自分で決める！ことがより一層求められる世の中になっていきます。

ただ、いきなり「自分で進路を決めて！」と言われて、すぐにできるものではありません。これまでの「進路だより」でもお伝えしていますが、小学部、中学部、高等部の段階や本人の状態によって、「自分の好きなこと・嫌いなことを知っている、言える」といった自分を理解することから、それらを周りの人に伝える、自分で情報を収集して適性を考え、自分の願いの実現のために必要なこと、やるべきことが分かる、自分に合った進路を選択していく…と、少しずつステップアップさせていく必要があります。

まもなく個人面談も始まります。できることは増えたでしょうか。行動できる範囲は広がったでしょうか。子どもたちの願い・思いの実現はできたでしょうか。年度初めに確認した「個別の教育支援計画」を基に、夢や希望、自分の好きなこと、やりたいこと、それらを実現するために必要なこと、必要なサポート、適切な環境等について、来年度を見据えて、じっくりと話す機会にさせていただければと思います。子どもの可能性を広げていくためには、互いにやってほしいことを伝え合うだけでなく、保護者は学校での子どものような、学校は家庭でのようなすをより深く知る(伝え合う)ことが大切です。

